

## 2 講習の法的根拠

**問 2-1 講習の受講は義務か。**

答 法第 74 条の 3 第 9 項に「使用者は、公安委員会から講習を行う旨の通知を受けたときは、安全運転管理者等に講習を受けさせなければならない。」と規定されています。

**問 2-2 安全運転管理者等が受講できないときに代理受講できるか。**

答 代理受講はできません。受講日を変更してください。

新旧交代の届出手続中であれば、新たに届出する者とみなし受講できます。

**問 2-3 講習料はどのように支払うのか。**

答 講習料は、愛知県手数料条例に愛知県収入証紙で支払うと規定されています。

現金、愛知県以外の収入証紙及び収入印紙等での支払いはできません。